

別表第 1（第 6 条関係）

事業区域 面積 施設	3,000 m ² 以上 1 ha未満	1 ha 以 上 1.5ha 未満	1.5ha 以 上 5ha 未 満	5ha 以上 15ha 未 満	15ha 以 上 25ha 未満	25ha 以 上
接道※ 1	幅員 4 m	幅員 5 m		幅員 6 m		
緩衝帯※ 2	幅員 3 m	幅員 4 m	幅員 5 m	幅員10m	幅員15m	幅員20m
防草対策	コンクリート、アスファルト、砂利又は碎石（径10cm未満）、ウッドチップ（有価物又は原位置自然還元）、防草シート又は人工芝（10年以上の耐用年数、透水係数10-2～1.0以上）を雨水施設を除いて全面的に施工すること。					
雨水施設	雨水の処理方法は、古河市雨水流出抑制技術基準（市が定める雨水流出抑制に係る基準をいう。以下同じ。）によること。この場合において、太陽光パネルの設置箇所に係る流出係数は、0.9～1.0とする。					
太陽光発電設備 の安全対策	1 第三者が事業区域内に侵入し、事故等が起こらないよう周囲を柵塀等により囲み、出入口には扉を設け施錠すること。 2 柵塀等については、太陽光発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、事業区域内に第三者が容易に立ち入ることができない高さ及び容易に取り除くことができないものを用いること。 3 柵塀等を常に良好な状況に維持し、看板は常に文字が識別できるようにすること。 4 架台の高さ等については、日本産業規格JISC8955を満たしていること。					

※ 1 接道が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 2 項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から 2 m の範囲に建築物、工作物等を設置しないこと。

※ 2 緩衝帯は、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第28条の 3 に準じて設置するものとし、事業区域の境界に沿ってその内側に設置しなければならない。ただし、河川、緑地、田畑等に隣接する部分は、緩衝帯を設置しないことができる。